

第3 国の方針編

米政策改革の推進

米については、平成14年12月に、22年度における米づくりの本来あるべき姿の実現を目標とする米政策改革大綱（平成14年12月3日農林水産省省議決定）を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性を持って取り組んでいるところである。

こうした中、16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、19年産から導入される品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、18年7月21日に決定された「経営所得安定対策等実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の中で所要の見直しを行ったところである。

また、米の需給調整についても、18年度に移行への条件整備等の状況を検証した結果、実施要綱において、19年産から、農業者・農業者団体が、地域の販売戦略に基づき、主体的経営判断により需要に応じた生産に取り組む、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行が決定されたところである。

1 今後の米政策改革推進対策

(1) 平成19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム

平成19年産からの需給調整は、米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。

具体的には、

国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、

国等による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施することとする。

J A等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJ A等の方針作成者自らの生産数量目標を決定するとともに、当該J A等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分することとする。

地域協議会は、行政、関係機関及びJ A等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割を担うこととする。

(2) 平成19年産米からの都道府県別の需要量に関する情報の提供の考え方

平成19年産米からの都道府県別の需要量に関する情報の算定に当たっての基本的考え方については、実施要綱において以下により算定した数値としている。

各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の数値を、10割のウエイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定

豊作その他の要因により各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除

上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

なお、の技術的細部における算定手法については、次の

とおり算定することとする。

ア 作況に関する補正

需要見通しの算定に用いる都道府県別の需要実績データについて、豊凶による変動の影響を極力排除し、計画的な営農に支障を来さないよう作況100の平年作であった場合の生産量に補正することとする。

なお、集荷円滑化対策による区分出荷数量の取扱いについては、区分出荷米は市場に流れない米であるため、作況補正により調整を行うこととし、需要見通しの算定に用いるデータにおいては、ダブルカウントとならないよう控除は行わないこととする。

イ 作付けに関する補正

生産確定数量あるいは都道府県別の需要量に関する情報を上回って生産された数量分については、当該生産分が需要実績に反映されないよう生産量を補正（控除）することとする。

なお、過小作付けにより、需要見通しを下回って生産が行われる超過達成分については、産地として米以外の作物へ転換を進め、その定着が進んでいる場合も想定されること等から、生産量の補正（増加）を行わないこととする。以上を踏まえ、19年産からの農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムにおいては、

国は、食料・農業・農村政策審議会食糧部会の助言を得て、透明な手続の下に、需給情報の策定・公表

需要量に関する情報は、客観的な需要予測を基礎に設定。その際、豊作等により需要見通しを上回る生産が行われた場合は、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県ごとに翌年産米の需要見通しから控除して情報提供。

また、豊作による過剰分については、集荷円滑化対策によ

る過剰処理分を補正

方針作成者は、自らの生産数量目標を決定するとともに、自らの生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分。併せて、作付面積目標を配分。この場合、面積に換算する際の単収については、地域ごとの実態を反映しつつ、統計上の平年収量と整合するように設定することとしたところである。

2 平成19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、平成19年産から水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から見直し、再編整理を行うこととする。

(1) 産地づくり対策の見直し

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じることとし、本対策の実施期間は、平成19年度から21年度までの3ヶ年とする。

産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、16年度から18年度までの対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

(ア)産地づくり交付金

- ・ 所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続する。
- ・ 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するとともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進する。

(イ)新需給調整システム定着交付金

農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、用途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進する。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行うこととする。

また、新需給調整システム定着交付金の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分の見直しを行うものとする。

品目横断的経営安定対策の対象者以外の者を対象として、需要に応じた米の生産を支援するため、産地づくり対策のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策(稲作構造改革促進交付金)を行えるよう措置する。

なお、対象面積については、過去の稲作所得基盤確保対策加入面積から品目横断的経営安定対策(収入減少影響緩和対策)の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除

した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せする。

その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断により、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

(2)集荷円滑化対策の実効性の確保

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施することとしている。

生産者の抛出を産地づくり対策の交付要件とする。

対策加入の促進に向け、平成18年度以降の生産者抛出金について、生産者支援金(4千円/60kg)に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者への払い戻しを行う。

豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資(3千円/60kg)の対象を弾力化する。

(ア)弾力化の具体的な取組

19年産米以降、豊作による過剰米については、該当都道府県の豊作による過剰米のうち、

- ・ 原則として、該当都道府県の生産確定数量 × 作況(100を超える分) - 区分出荷数量を上限として区分出荷
- ・ 上記の数量を上限として、生産出荷団体からの申出により、地方農政局等を一つの単位とするブロック内で、ブロック内の都道府県が分担(各都道府県の生産確定数量でシェア)して区分出荷することも認めるものである。

ただし、無利子短期融資の対象となる米穀は、生産者抛出金の抛出をしており、かつ、生産調整を達成した者

の生産した米穀となる。

(イ) 追加的な区分出荷の時期

加的に区分出荷される米穀については、無利子短期融資(3千円/60kg)等を円滑、かつ、効率的に実施するため、無利子短期融資及び現物弁済の申請を同時に行うこととし、その申請時期としては、生産年の翌年の10月末日を基準日とする過剰米数量等の現地確認時に行うこととする。

(ウ) 生産者支援金の水準

生産年の出来秋に区分出荷された米穀に係る生産者支援金については、4千円/60kgとし、追加的に区分出荷される米穀に係る生産者支援金については、出来秋に区分出荷に係る生産者支援金(4千円/60kg)を確保した上で、一定の上限額(3千円/60kg)を設け、資金が不足しない範囲内において、支払額を見極めつつ、流動的に支払う。

(エ) 生産数量目標の補正(増加)

追加的に区分出荷される米穀については、生産数量目標の補正は行わない。

(3) 水田の利活用対策等

耕畜連携水田活用対策については、飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を行うこととする。

担い手育成・確保の加速を図るため、認定農業者・集落営農組織に対する支援の一層の充実や金融を含む新たな支援方

法の導入、農地の面的集積の更なる促進による総合的な支援を講ずるほか、過去の生産実績がない案件等への対応については、担加入対象者の経営発展や新規参入等を促進するため、需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応等を行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援を行うこととする。

3 「日本型食生活」の普及・啓発対策等

新しい食料・農業・農村基本計画の策定や食育基本法の施行を踏まえ、米を中心とした「日本型食生活」の普及を食育の取組と一体的に進める。具体的には、平成18年度より「にっぽん食育推進事業」として、世代別の消費動向等に対応して、

米の流通業界や中食・外食を含む食品産業と連携した「食事バランスガイド」を活用した普及・啓発

米飯学校給食の実施回数が少ない地域に重点化した米飯学校給食推進の取組に対する支援
など、対象者等をより明確にした食生活全体の改善に重点を置いた取組を行っているところである。

このほか、消費者の簡便化志向や健康志向に対応した新たな米加工品の開発・普及、米粉パン等の米の粉体利用の促進や、バイオエタノールへの利用の検討を行うこととする。

4 米穀機構における取組

(社)米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」という。)においては、米穀の安定供給の確保を支援するため、各種の事業に取り組んでいるところであり、

集荷円滑化対策事業については、平成18年産米については、「集荷円滑化のための作柄情報交換会」を10月末までに4回開催し、作柄に関する情報、集荷円滑化対策の推進に必要な

情報を都道府県段階を通じ地域へ発信

また、本年11月以降に米穀機構に現物弁済される過剰米について、新規加工用途等に適切に供給するための取組

18年度の情報提供事業については、需要に応じた売れる米づくりを推進する観点から、情報提供の重要性を踏まえ、「情報提供委員会」を11月までに4回開催し、また、米穀機構のホームページ「米ネット（<http://www.komenet.jp>）」では、米の生産から流通・消費にわたる最新の統計データ等の情報提供

信用保証事業については、会員（米穀販売事業者）の経営状況の調査・分析等を実施している。

5 実勢に即した価格形成と市場シグナルの発信

（財）全国米穀取引価格センター（以下「コメ価格センター」という。）における平成17年産米の取引は、銘柄によっては大量の落札残が継続的に発生するなど関係者からは市場としての機能の更なる改善の必要性が指摘された。

これを受け、本年2～3月に売り手、買い手、学識経験者等からなる検討会を開催し、売り手・買い手の要望に即して、入札頻度の増加（毎週水曜日入札）、売り手・買い手それぞれのニーズに応じた新たな取引手法の導入等を内容とする取引ルールの見直しを行ったところである。

18年産米の取引は、新たなルールに基づき8月30日から毎週実施されているところであるが、今後、全国出荷団体を經由した販売が主体となっていく中で、コメ価格センターの取引において、透明性・公平性を確保しつつ、活発な取引を通じて実勢に即した価格が形成され、売れる米づくりのための的確な市場シグナルが発信されるよう、センター入札と相対取引の動向を

注視するとともに、現行のルールの下での取引当事者の創意工夫を活かした取引の実施を促していくこととする。

また、食糧法第52条第1項の規定に基づき報告徴収している相対取引価格については、定期的に公表することとする。

米の安定供給に向けた取組

1 平成18年産米の作柄を踏まえた安定供給確保のための取組

（1）備蓄の現状

政府備蓄米の在庫量は、平成17年6月末現在では84万トンであったが、その後、17年産米を39万トン買入れ、12万トンの主食用販売及び31万トンの飼料用販売（9～11年産）等を行ったことにより、18年6月末現在では77万トンとなっている。

（2）安定供給の確保に関する事項

平成18年産米については、全国の作況が平年ベースを下回る96となり、10月15日現在の水稻の予想収穫量は855万トンと見込まれる。このうち加工用に仕向けられると見込まれる15万トンを差し引いた840万トンが主食用等に仕向けられることとなり、平成18/19年の需要見通し844万トンを若干下回る生産となっているものの、需給はほぼ均衡すると見込まれる。

また、加えて、18年6月末在庫が政府備蓄米と民間流通米を合わせて259万トンあり、政府備蓄米の年産構成も16、17年産が主体となっていることから、当面、安定供給に支障はないものと考えられる。

2 備蓄運営

（1）基本方針

政府備蓄米の年産構成は、その大宗を新しい平成16、17年産米が占めることとなり、回転備蓄方式が軌道に乗る環境が整っ

てきたところである。このため、18年産米について、需給がほぼ均衡している状況の下で、政府備蓄米の年産構成の適正化を図り、回転備蓄方式を軌道に乗せていくためには、18年産米の政府買入れとそれに見合う販売を行っていくことが必要であると考える。

このようなことから、18年産米の政府買入れについては、本年の作柄や最近の政府米販売動向等を踏まえ30万トンとし、必要な事務手続が完了次第、年内から買入れを開始することとしている。

なお、18年7月から19年6月までの間の政府米の売買については需給見通しに即して行うとともに、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合、計画と販売見込数量との差について、その相当数量を18年産米の政府買入数量から減じることとする。

(2) 平成18年産米の買入方法

米穀の政府買入れについては、備蓄の円滑な運営を図るための買入れに限定されていることを踏まえ、今後とも回転備蓄方式を基本に、その適正かつ円滑な運営を図る観点から、備蓄期間終了後の効率的な販売が可能となるような仕組みにより行うこととする。

このため、平成18年産米の買入対象銘柄は、定期的な市場評価を得る機会を有し、かつ、一定量が都道府県間流通していることを示す指標として、コメ価格センターにおいて、いずれかの取引で18年産上場実績を有するものを基本とする。

また、銘柄別買入予定数量の設定要素については、

コメ価格センターでの16年産、17年産米及び買入時点までの間の18年産米の銘柄別落札実績数量比率（8割（18年産2割、17年産3割、16年産3割）

18年産米の銘柄別出回数量比率（2割）とする。

したがって、各産地銘柄ごとの買入予定数量は、今後のコメ価格センターでの18年産米の落札実績数量の状況により変動することとなる。

災害状況・対策について

平成18年9月15日から同月20日までの間の暴風雨及び豪雨により発生した災害により、米については、潮風害等の被害が発生したことに加え、その後の天候が、少雨で推移したことから、潮風害が進行し登熟の抑制が生じるなど、水稻の作柄に大きな影響を及ぼした。

このため、農林水産省は、台風第13号による災害を激甚災害として指定し、農地等の災害復旧等事業等に係る補助の特別措置を適用、共済金の早期支払い、経営資金の円滑な融通等の経営支援等の対策を講ずるとともに、米の出荷・流通に関する対策として、

ア 加工用米の出荷調整に関し、地域の作柄等を参酌し、確認される減収程度に応じた出荷契約数量の変更

イ 集荷円滑化対策の生産者拠出金に関し、拠出金の納付後、台風等の自然災害等により水田が流出するなど水田機能を喪失した場合における拠出金の返還、拠出金の納付前に水田機能が喪失した場合における拠出金の納付免除

ウ 稲作所得基盤確保対策に関し、作柄が不良の地域で災害に起因し、主食用に供される一定品位の米穀のみをそれ以外の規格外米と区別し、かつ、主食用として販売されることが確認できる場合、特例的に本体策の対象米穀とすることができる

等の措置を講じている。

米の輸出入に関する事項

1 輸出促進に向けた取組

世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機と捉え、農林水産省としても、国産農産物の輸出促進を「攻め」の農政の最優先課題の一つとして、日本産米が持つ食味や品質の良さといった強みを活かしつつ、諸外国の高所得者層をターゲットとした販売を基本戦略とし、日本食の普及促進や海外に進出している外食産業との連携等を通じた生産者団体等による取組を支援することとする。

さらに、輸出先国の検疫・通関制度等により輸出阻害要因となっているものについては、引き続き政府として相手国に対して必要な改善を要請・折衝することとする。

2 輸入数量及び輸入方針

平成18会計年度については、18年3月に策定・公表した、「基本指針」に基づき以下のとおりとすることとする。

18会計年度の輸入数量については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではアクセス数量は12年度の水準が維持されることから、17会計年度と同水準の77万玄米トンとする。

SBS輸入については、年4回程度入札を行い、予定数量を10万トンとすることとする。

17会計年度には、ミニマム・アクセス数量の枠内で国内需給の状況を見極め弾力的な輸入を行ってきたが、18会計年度においても、引き続き、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な販売が可能となるよう配慮しつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に輸入を実施することとする。